

田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組む団体旅行を実施する旅行業者等に対し、その費用を補助することにより、田辺市への団体旅行を誘致し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の活性化に資することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次条に定める団体旅行を実施する旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。）又は団体の代表者（以下「旅行業者等」という。）のうち、貸切バス旅行連絡会が策定する「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき、バス運行時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めるものとする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付は、令和2年8月5日から令和3年2月28日までの間において、交付対象者が行うバス1台当たりの参加者（乗務員等を除く。第8条第1号及び第2号において同じ。）が10人以上であり、かつ、次のいずれかに該当する団体旅行を対象とする。

- (1) 宿泊を伴う団体旅行においては、田辺市内の宿泊施設に宿泊する行程であること。
- (2) 宿泊を伴わない団体旅行においては、田辺市内の施設で食事（昼食又は夕食）をとり、かつ、土産物購入等の消費活動を行うことができる市内の施設を利用する行程であること。

(補助金の額額)

第4条 補助金の額及び限度額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 前条第1号に該当する宿泊を伴う団体旅行の場合は、バス1台につき50,000円とし、1団体（募集型企画旅行の場合は1企画）当たり3台150,000円を限度とする。
- (2) 前条第2号に該当する宿泊を伴わない団体旅行の場合は、バス1台につき20,000円とし、1団体（募集型企画旅行の場合は1企画）当たり3台60,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする旅行者等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 旅行行程表（旅程が記載されている書類）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第7条 申請者は、補助金の交付決定後において、申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金変更・中止承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該交付決定に係る団体旅行が完了したときは、速やかに田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金実績報告書兼交付請求書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する団体旅行の場合は、当該団体旅行を実施したことが証明できる参加者の宿泊に係る領収書の写し又は施設の利用を証明できるもの
- (2) 第3条第2号に該当する団体旅行の場合は、当該団体旅行を実施したことが証明できる参加者の食事に係る領収書の写し又は施設の利用を証明できるもの
- (3) 当該団体旅行の旅程が記載されている書類
- (4) 当該団体旅行1本につき同時にバス2台以上で実施した場合は、その台数を証明できる書類（様式第7号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付金額の確定及び交付）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告及び補助金の交付請求があった場合は、その

内容を審査し、適当と認めるときは、田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金の額の確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた旅行者等に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（他補助金との併用制限）

第11条 第3条に該当する団体旅行において、既に次に掲げる補助金の交付が決定している場合は、当該補助金の交付を申請することはできない。

- (1) 田辺市団体旅行誘致促進事業費補助金
- (2) 田辺市スポーツ合宿等誘致事業費補助金
- (3) 田辺市市民団体等応援補助金

（補助金の返還等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第6条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 第10条に規定する指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。